

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月12日(木) 午前8時57分から10時34分

2 開催場所 田舎館村役場3階「リハーサル室」

3 出席委員

農業委員(10名)

会長	10番	福士	真規
会長職務代理者	1番	葛原	慶仁
委員	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第15号 農用地利用集積計画の決定について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7 会議の概要

事務局 ただいまより、5月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長（会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。1番の葛原慶仁委員と2番の菊地卓朗委員を指名します。

書記には、事務局の竹内・佐藤の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第14号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第14号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が3件です。

【議案第14号、所有権移転の整理番号8～10について説明】

3ページの所有権移転の整理番号8については、境森地区から西南西約460mに位置する農地であります。

譲渡人自ら耕作する意思がないことから、同じ地区の譲受人へ相談し、譲受人が経営規模拡大のため、取得することとなったものであります。

4ページの整理番号9については、浅瀬石川の東橋（新町地区）から北側約250mに位置する農地11筆と二津屋地区コンビニエンスストアから西側約140mに位置する農地2筆であります。

譲渡人と譲受人による直接の協議において、代理人を通して、許可申請書の提出がされたものであります。

なお、譲受人については、新規就農者で、枝豆とばれいしょの作付けを計画しております。

次に、5ページの整理番号10については、高樋地区コンビニエンスストアから東側約120mに位置する農地であります。

これまで、譲渡人がアスパラガスの作付けを行ってきた農地ですが、周辺農地が畑作から水稻の作付になることから、水稻を作付けする譲受人へ売買することとなったものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には当しないため、許可要件のすべてを満しております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第14号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員（8番 田澤隆委員）

4ページの整理番号9について、地目が記載されていない。

事務局（佐藤）

大字堂野前が登記、現況とも畑、東光寺がどちらも田になっている。

委員（8番 田澤隆委員）

10a 当り単価が48万円と、村平均の倍になっているが、どうしてか。

事務局（佐藤）

双方の協議により単価を決定しています。

申請書も行政書士が代理で提出しており、本人から理由は聞いていません。

委員（8番 田澤隆委員）

このような事例が出た場合、村の土地単価が上がると思うが、どう取り扱うか。

事務局（佐藤）

土地単価は、村の平均を情報提供しているが、最高と最低単価等は、除外している。

委員（6番 福原義明委員）

整理番号9については、現所有者が耕作していない状況だと確認している。

土地を所有してから、何年間作らないといけないとか決まりはあるか。

事務局（佐藤）

基本的には、耕作目的で取得するので、取得したら耕作しなければなりません。

何年とか、決まりはありません。

会 長 暫時、休憩します。

（休憩）

会 長 休憩を解き、会議を再開します。

他に、ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、議案第14号は議案のとおり決定することとします。
次に、議案第15号に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、3番の山本久行委員は、審議終了までの退席をお願いします。

(3番 山本久行委員 退席9:17)

議案に入ります。

議案第15号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が2件、賃貸借権設定が11件です。

【議案第15号、所有権移転の整理番号12・13、賃貸借権設定の整理番号29～39について説明】

7ページの所有権移転の整理番号12については、諏訪堂地区の南側に隣接する農地であります。

譲渡人は耕作しておらず、今後も耕作する意思がないため、隣接地を所有する譲受人が、りんごの作付けのため、取得するものであります。

整理番号13については、JR川部駅から南側約430mに位置する農地であります。

これまで、譲渡人が草刈り等の管理のみ行ってきた農地であります。今回、近い場所を耕作する譲受人からの取得希望があり、双方協議の上、売買することになったものであります。

次に、8ページの賃貸借権設定の整理番号29については、浅瀬石川の東橋(新町地区)から北西約550mに位置する農地であります。

これまで、借入人の父親が借りていた農地であります。期間満了による更新を機に、後継者である息子の名前で借りることとしたものであります。

次に、9ページの整理番号30については、大曲地区から西北西約650mと北側約150mに位置する農地4筆であります。

これまで、別の賃借人が耕作していましたが、賃借人が経営規模縮小のため解約をすることとなったことから、中間管理事業を活用し、新たに賃貸借権設定するものであります。

整理番号31については、大曲地区から北側約370mに位置する農地であります。

整理番号30と同じく、前耕作者と解約することとなったため、中間管理事業を活用し、設定するものであります。

整理番号32については、大曲地区から北側約370mに位置する農地であります。

賃貸人が経営規模縮小のため、中間管理事業を通して、賃貸借権設定するものであります。

次に、10ページの整理番号33については、諏訪堂地区から南西約670mと西北西約500mに位置する農地4筆であります。

これまでも、賃貸人と賃借人が基盤法により設定していた農地であります。期間満了を機に、中間管理事業に切り替え、設定するものであります。

整理番号34については、田舎館地区の東側に隣接する農地であります。

これまで、賃借人と農地法第3条により賃貸借権設定をしていた農地であります。中間管理事業に切り替え、設定するものであります。

次に、11ページの整理番号35については、浅瀬石川の中央橋から南東約270mに位置する農地と他15筆であります。

整理番号34と同じく、農地法第3条から中間管理事業への切り替えであります。

12ページの整理番号36については、垂柳地区から南東約650mに位置する農地であります。

同じく、農地法第3条からの切り替えであります。

整理番号37については、田舎館地区の北側に隣接する農地であります。

同じく、農地法第3条からの切り替えであります。

次に、13ページの整理番号38については、田舎館地区の東側に隣接する農地と他4筆であります。

同じく、農地法第3条からの切り替えであります。

整理番号39については、田舎館地区の西側に隣接する農地と他2筆であります。

同じく、農地法第3条からの切り替えであります。
以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第15号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第15号は議案のとおり決定することとします。

(3番 山本久行委員 着席9:24)

次に、議案第16号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。

別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第16号について、説明いたします。
今月の申請は、農地法第5条の所有権移転が1件です。

【議案第16号について説明】

申請人は、黒石市の齋藤伸也さんです。

申請地は、高樋地区の弘南鉄道の田舎館駅から東側約130mに位置する農地であります。

用途は、住宅及び車庫の建築と通路の設置であります。

以上です。

会 長 次に、議案の審議に入る前に、事前審査の結果報告を4番の中山静子委員よりお願いします。

事前審査委員(4番 中山静子委員)

事前審査の結果を報告します。

5月2日(月)に私と山本久行委員、鈴木穰委員と事務局(佐藤)の4

人で現地審査に行ってきました。

申請人は、齋藤伸也さん、住所は・・・(中略)・・・、所見としましては、日照、排水、悪臭、騒音等、問題ないものと見てまいりました。

会 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請地は、弘南鉄道の田舎館駅から東側約130mに位置する農地で、市街化調整区域の緩和区域に指定されている農地であります。
農地区分は、申請地から300m以内に鉄道の駅があり、「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地」であることから、「第3種農地」と判断します。
第3種農地の転用については、農地法の運用に係る許可の基準として、「許可することができる。」とされています。
以上です。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第16号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第16号は、許可相当と判断し、県知事へ申請書及び意見書を送付いたします。
次に、報告第7号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。
事務局より説明願います。

事務局 報告第7号について説明いたします。

【報告第7号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、報告第7号を終わります。


以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和4年5月12日

田舎館村農業員会

会 長

福 士 真 規 

議事録署名者

委 員

高 原 慶 仁 

委 員

南 地 卓 朗 